

# 総合型地域スポーツクラブ「DISPORT・キラキラうたづ」規約

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この団体は、「DISPORT・キラキラうたづ」と称する。

(事務所)

**第2条** この団体は、事務所（事務局）を香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この団体は、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、地域住民に対して、スポーツと文化活動に関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** このクラブは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
  - (2) 成人の健康・体力づくりを図る活動
  - (3) スポーツと文化をサポートする活動
  - (4) 香川県下の総合型地域スポーツクラブと連携する活動
- 2 クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ① 各種クラブ活動
  - ② 各種スポーツ教室
  - ③ 各種イベント
  - ④ バザー、グッズ販売
  - ⑤ 指導者育成事業
  - ⑥ 各種研修会・講演会
  - ⑦ 指導者の派遣・斡旋事業
  - ⑧ スポーツと文化の調査研究
  - ⑨ 会員相互の親睦を深めるための活動
  - ⑩ 保健・医療又は福祉の増進を図る事業
  - ⑪ 社会教育の推進を図る事業
  - ⑫ まちづくりの推進を図る事業
  - ⑬ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
  - ⑭ 国際協力の事業
  - ⑮ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
  - ⑯ 情報化社会の発展を図る事業
  - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
  - ⑱ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の事業
  - ⑲ その他クラブの目的達成のために必要な事業及びスポーツ振興に係る事業他、上記に関わる業務全般
- 3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる活動に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる活動に充てるものとする。

### 第3章 会員

(会員)

**第5条** この団体の会員をもって当団体の構成員とする。

(入会)

**第6条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第7条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第8条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第9条** 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第11条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

**第12条** この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 10人以内
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を会長とし、副会長を3人まで置くことができる。

(選任等)

**第13条** 理事は、総会において一般会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事会で選任するが、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第14条** 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(任期等)

**第15条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第16条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第17条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

**第18条** この団体に、事務を処理するため事務局を設け、クラブマネージャーその他の職員を置くことができる。

- 2 クラブマネージャーは、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

**第19条** この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第20条** 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

**第21条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第22条** 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(招集)

**第23条** 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第24条** 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

**第25条** 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第26条** 総会における議決事項は、第 23 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第27条** 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第28条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

**第29条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第30条** 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第31条** 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

**第32条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

**第34条** 理事会における議決事項は、第33条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第35条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第36条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

**第37条** この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

**第38条** この団体の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (事業計画及び予算)

**第39条** この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

**第40条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

**第41条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

**第42条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

**第43条** この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

**第44条** この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

**第45条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第46条** この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。ただし、軽微な事項である以下の事項はその限りではない。

- (1) 事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項

(解散)

**第47条** この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第48条** この団体が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総合型地域スポーツクラブの目的を達成しうる近隣クラブへ移譲することを関係団体と協議し決定する。

(合併)

**第49条** この団体が合併しようとするときは、総会において一般会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第9章 雑則

(細則)

**第50条** この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附則

1. この規約は、この団体の成立の2010年（平成22年）3月26日から施行する。  
2013年（平成25年）3月20日改訂施行。  
2015年（平成27年）6月28日改訂施行。
2. この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
会長、副会長、理事、監事
3. この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
4. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この団体の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
6. この団体の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
ただし、会員が災害、被害紛争等で罹災した場合、または特別な事情の場合は年会費、入会金、参加費等の免除、減免措置を理事会で決議する。

入会金      500円

年会費

会員区分	年間一括	前期(4月-9月)	後期(10月-3月)
高校生以下または18歳以下※入会時の年齢	1,500円	1,000円	1,000円
一般(上記以外)	3,000円	2,000円	2,000円
シニア(60歳以上)※入会時の年齢	2,000円	1,500円	1,500円
ファミリー(同居の家族で4人まで)	6,000円	4,000円	4,000円

7. この団体の行事、イベント、教室、サークル、クラブごとの参加料は別途定める。
8. 旅費規程、謝金規程は別途定める。
9. 入会に当たり以下を誓約すること。
  - (1) 総合型地域スポーツクラブ「DISPORT・キラキラ うたづ」に入会するにあたり、行事、イベント、教室、サークル、クラブの活動に際しては、指導協力者及び施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動する。
  - (2) 入金後に個人の都合による取り消しの場合は、参加・受講料の返金を請求しない。
10. 入会に当たり以下を承諾すること。
  - (1) 活動中のケガ、発症について
    - ① クラブ活動中のケガ、発症は応急処置の範囲で行う。
    - ② ケガ、発症の程度から指導員が判断し、病院へ搬送する場合がある。
    - ③ 受診等にかかる診察、治療費、医療費は各位が支払う。
    - ④ クラブ活動中および送迎中の事故等があった場合については、本クラブおよび指導協力者に対して、スポーツ安全保険で保障される以外の請求はしない。
  - (2) 傷害保険について
    - ① 会員は、スポーツ安全保険の加入を原則とするが、損害保険等に加入済みの場合は、当クラブ活動中のケガが適応されるかを確認し、加入保険の補償内容で不足と判断したときは、重複負担とならないよう、別途、スポーツ安全保険、傷害保険、損害保険等の加入を検討する。
  - (3) その他
    - ① 活動中以外で生じた傷害・損壊については、賠償を請求しない。
11. サークル、クラブにおける個々の問題は各サークル、クラブで対応する。